

第26回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成22年7月8日（木）10時00分～12時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 片山 善博（慶應義塾大学教授）
副議長 豊 秀一（日本新聞労働組合連合中央執行委員長）
清原 慶子（三鷹市長）
中川 英彦（前京都大学大学院教授）
松永 真理（バンダイ社外取締役）
長見 萬里野（財団法人日本消費者協会連合会事務局長）
吉永 みち子（作家）

（日弁連）

会長 宇都宮 健児
副会長 江藤 洋一、我妻 崇
事務総長 海渡 雄一
事務次長 柳 志郎、椛嶋 裕之、相原 佳子、岡田 理樹、野口 啓一
広報室室長 浅見 雄輔
足利事件主任弁護士 佐藤 博史
布川事件弁護士 井浦 謙二
弁護士業務妨害対策委員会委員長 藤川 元

以上 敬称略

1. 開会

（柳事務次長）

皆さんおはようございます。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これから第26回日本弁護士連合会市民会議を始めさせていただきます。私は、本日司会を担当させていただきます日本弁護士連合会事務次長の柳でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

では、日弁連側の出席者のご紹介をさせていただきます。最初に右端からお願いします。

（浅見広報室室長）

日弁連の広報室長をやっています浅見です。よろしくお願いいたします。

（藤川委員長）

日弁連の弁護士業務妨害対策委員会委員長をしております藤川と申します。よろしくお願いいたします。

(井浦弁護士)

私、布川事件弁護団の弁護士井浦でございます。

(佐藤主任弁護士)

足利事件の主任弁護士をしました佐藤博史です。

(我妻副会長)

日弁連副会長の我妻崇です。今日は、冤罪事件の取り組みについて報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

(宇都宮会長)

4月1日から新しく日弁連会長になりました宇都宮健児です。どうかよろしくお願いいたします。

(海渡事務総長)

事務総長をやらせていただいています海渡と申します。よろしくお願いいたします。

(江藤副会長)

副会長の江藤でございます。この市民会議を担当させていただくのですけれども、これ以外では可視化の問題、それから裁判員制度を担当しております。よろしくお願いいたします。

(椋嶋事務次長)

事務次長の椋嶋です。よろしくお願いいたします。

(相原事務次長)

事務次長の相原でございます。よろしくお願いいたします。

(岡田事務次長)

事務次長の岡田と申します。よろしくお願いいたします。

(野口事務次長)

事務次長の野口でございます。よろしくお願いいたします。

(柳事務次長)

それでは続きましてお手元の資料のご説明をさせていただきます。座らせてやらせていただきます。時間がありませんので簡単にご説明いたします。事前にお渡ししている資料と、本日お渡ししている資料がございますけれども、最初に議題1、2と書いてあるものがございますけれども、冤罪事件について議題1、そして議題2が弁護士の安全確保について、今日2つのテーマの資料をお手元の方にお渡ししております。

資料番号と資料名がございますので、これは事前に見ていただいているものと考えまして、内容の説明は省略させていただきます。

それから、本日お手元にお配りした資料でございますけれども、こちらのほうは説明を担当される先生方がお作りになった資料等でございます。資料26-1-6、26-1-6-2が佐藤先生がお作りになったレジюмеでございます。資料26-1-7が布川事件報告ということでございます。そして資料26-2-5、これが横浜弁護士刺殺事件関係資料でございます。

では、これからの進行は、片山議長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2．開会の挨拶

(片山議長)

それでは始めさせていただきたいと思いますが、先ほど日弁連側の皆さん、簡単に自己紹介いただきましたので、こちらの委員側もそれぞれ自己紹介をさせていただいたらと思います。

私は、議長を務めさせていただいております片山であります。今、慶応義塾大学の法学部の政治学科で政治学と地方自治論を担当しております。よろしくお願いいたします。それでは、吉永さんから。

(吉永委員)

作家をしています吉永と申します。今は悪名の高いコメンテーターとしても励んでおります。よろしくお願いいたします。

(松永委員)

バンダイの役員をやっています松永です。よろしくお願いいたします。

(豊副議長)

新聞労連で委員長をやっております豊と申します。朝日新聞の出身で、社会部で仕事をまいりました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(中川委員)

中川でございます。出自は企業でございまして、その後ちょっと京都大学の法科大学院でしばらく教えておりました。今は東京の小さな大学の法科大学院で非常勤でありますけれども、よろしくお願いいたします。

(清原委員)

こんにちは、三鷹市長の清原慶子でございます。7年前から市長を務めておりますが、その前大学教員のときに司法制度改革推進本部の刑事・裁判員制度及び公的弁護の検討会のメンバーを務めておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

(長見委員)

私は日本消費者協会の参与ですけれど、全国消費者協議会連合会の事務局長をしております。よろしくお願いいたします。

3．宇都宮健児日弁連会長挨拶

(片山議長)

ということでよろしくお願いいたします。それでは、最初に宇都宮会長から一言ご挨拶をいただければと思います。

(宇都宮会長)

どうも、皆様ご苦労様です。先ほどお話ししましたとおり、4月1日から日弁連の新しい会長をしております。前回の市民会議は3月2日にやったようですが、通常であれば、そのとき選挙で当選が決まっていた皆さんにご紹介してもらえる予定だったんですけど、私の場合異例の選挙になりました。日弁連始まって以来の再投票ということで、まだ3月2日の段階では当選が決まっていませんで、3月10日の再投票でやっと会長に選ばれたものですが、こういう選挙になったというのは、日弁連を取り巻く情勢の厳しさとか、環境の厳しさを反映しているものと思っております。会務運営の非常に難しいところがあるのかなと思って、責任を痛感しております。

それから、新しい会長と同時に13人の副会長が選ばれて、それから事務総長は海渡事務総長をお願いしている次第で、執行部が一新されております。新しい執行部で会務執行方針を議論して決めたんですけど、基本的に司法制度改革が始まって約10年になりますので、この司法制度改革を検証して、そして成果として評価できる点はさらに発展させる。問題やひずみが生じているのであれば、大胆に見直すというような方針の下、市民の目線で第2次司法改革へということで、お手元に配付されているかと思っております。そういう会務執行方針を決めております。私自身、非常に不安もあったんですけども、新しい執行部になって3か月経ちましたけれど、比較的順調にスタートが切れたかなと思っております。

それから今日の議題は、冤罪事件と弁護士の安全確保の問題ですが、ご承知のとおり、このところ冤罪が多発しております。明日からは、後から説明あると思っております。布川事件の再審が開始されることになっております。

日弁連は、この冤罪を防止するために取調べの全過程の録画、可視化を求めています。また、誤判原因究明のための第三者機関の設置ということも求めています。今取り組みをしているところです。

この問題については、5月28日に第61回定期総会が名古屋で開かれましたときの特別決議、2つの特別決議の中の1つにこの問題を取り上げた決議を採択しております。

それから、安全確保の問題は、弁護士はどうしても一方当事者の代理人になりますので、相手方から恨まれるということがある。もともとそういう職業なんですね。私自身は、長年にわたってクレサラ事件やヤミ金事件、消費者被害事件をやってきましたし、暴力団とも対立したことがありますので、身をもってそういうことを体験しております。

また、20年前に起こった坂本弁護士一家殺害事件の坂本弁護士の奥さんが、事務員として私の事務所に4年間勤務をしていたこともありまして、業務妨害というのは非常に重要な課題だと思っております。これに屈服して弁護士がひるむことがあったら、結果としてやはり市民の人権は守れないということなので、弁護士会としては業務妨害対策に力を入れて重視して取り組みをやっているところです。

残念ながら6月2日に、横浜の前野弁護士が刺殺されるという事件が発生しまして、われわれとしては大変心を痛めているところなんですけれど、こういう業務妨害問題につい

では、直ちに会長声明を出しましたし、業務妨害対策の徹底を全会員にアナウンスしているところです。

そういうことで今日の議題については、非常に的確な議題を選んでいただいているかなと思っておりますけれど、私たちも気を引き締めて、この問題に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかご助言、ご指導よろしく申し上げます。

4．議事録署名人の決定

(片山議長)

ありがとうございました。それでは、議事録署名人を決定したいと思います。順番で豊副議長と清原委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

(片山議長)

では、ありがとうございます。

5．議事

議題

冤罪事件について

(片山議長)

それでは、議題に入りたいと思います。お手元に配布されております議題のとおり進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですね。

それでは、本日の議題に入ります。先ほど会長からお話がありましたように、その1つは冤罪というテーマであります。まず、人権擁護委員会をご担当されております我妻副会長にご説明いただいて、その後、引き続いて佐藤博史足利事件弁護団主任弁護人にご説明させていただきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

(我妻副会長)

副会長の我妻と申します。今日は、大変お忙しいところありがとうございます。私のほうからは、冤罪事件についてということで、簡単にご説明をさせていただきます。具体的な内容につきましては、弁護人の方々にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、日弁連では人権擁護委員会という委員会がございます。そこで再審支援事件などについての取り組みをしているわけでありまして。この再審支援事件の取り組みの端緒となるのが、人権救済申立という事件処理の中で出てくることですので、人権救済申立事件の流れというのをご覧になっていただきたいと思います。資料の26-1でございます。

私どもがこのような一般市民からの申立を受けまして、予備審査をしてから調査手続を進めるという流れでございますが、昨年の統計によりますと2009年4月から2010年3月まで、460件ほどの人権救済申立がございます。その内容は様々でございます。刑務所に収監中の方とか、あるいは捜査勾留中の方々とか、あるいは精神医療施設などに入所され

ている方々とか、様々な方々から申立を受けまして、簡単に審査をする。この審査というのは、内容が不明であるとか、単なる法律相談にすぎないとか、あるいはちょっと精神的に不安定で内容がよくわからないとか、そういうような内容については簡易審査ではじかせていただきますが、その後、人権侵害の可能性があり得るといえるのは、予備審査を開始しまして、予備審査でさらにこれは人権侵害の疑いが強いと、救済の必要性があるというのについては、本調査して措置をする。

措置といっても、勧告書・警告書というようなものを日弁連の会長名でそれぞれの機関に出すということでございます。必ずしもそれが拘束力を持つものではございませんが、それなりに尊重していただいて、いろいろな改善につながるということがままございます。

このような流れの中で、自分は冤罪であるから何とか再審支援をしてほしいという申入れがなされたときは、この手続の中で日弁連として再審支援の決定をすると、そのような仕組みでございます。

この再審支援というのは、例えば足利事件とか布川事件とか、比較的成功例で脚光を浴びることが多いんじゃないかと思われがちですが、実はそうではなくて、非常にたくさんの事件がある中で、しかも地味な活動の中からやっと取っかかりを見つけるといって、そのような非常に大変な困難な作業でございまして、ある意味では刑務所に収容されている方が、何の資料もなく、自分は冤罪だということから始まるわけですから、まずもって記録がない。したがって、記録をまず取り寄せて、その上で内容の把握から始めるという、そのような非常に地味な、ある意味では孤立無援の状態からやってきていると。この辺の内容は、弁護士が今日いらしていますので、具体的にお話が聞けると思います。

そのような中で、過去には死刑再審4事件、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件のこのような事件の再審無罪を獲得した事件につきまして、日弁連では支援させていただいております。

その後も、今日お話を伺います足利事件、布川事件、名張の毒葡萄酒事件などにつきましても、日弁連の支援事件としてやらせていただいております。他にも袴田事件、マルヨ無線事件、日野町事件、福井女子中学生殺人事件、東電OL事件などについて、再審支援事件として取り組みを続けているということでございます。

最後に申し上げておきたいのは、このような再審支援事件の取り組みをして、被告人の権利救済をするということのも大変重要なことではございますが、しかしながらそもそもこのような冤罪というのはなぜ起きるのか。誤判の原因というのはどの辺にあるのかという究明が、やはりこれからの課題ではないかなと思います。

これまで死刑再審4事件というのがございましたが、それが再審無罪になった後に、この冤罪ないしは誤判の原因というのはどの辺にあるのかという究明を、国が組織的にやったという経験がございません。したがって、その辺については非常にわが国は遅れていると私どもは考えております。

今回、足利事件で再審無罪になりました。布川事件も再審開始になりました。そのよう

な状況の中で、今後このような誤判が生じた原因を総合的に究明・検証しなければいけないというような問題意識がございます。

お手元に配付いたしました資料の26-1-3というものがございます。これは、日弁連が2010年3月18日にまとめた意見書でございますが、書面に記載がございますけれども、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどで、それぞれ王立委員会、これは立法府と議会内と考えていただいていると思うのですが、そのようなところで誤判の原因の究明機関をつくって検証しているという国々がございます。

日弁連の中で誤判原因を究明する第三者機関の設置を求めるワーキンググループをつくりまして、今それでさらに具体的な検討しております。私のほうからは以上です。

(佐藤主任弁護士)

お手元の資料は26-1-6と枝番が付いている2ですけれども、この2に基づいてお話をさせていただきます。足利事件の意義ということですが、「科学的証拠」と「取調べ」というのがキーワードになると思います。足利事件というのは、非常に衝撃的な事件でありました。その意義ですけれども、わが国ではじめてDNA鑑定によって無実が証明されたという事件だからです。

ところがアメリカでは、イノセンス・プロジェクトというのがありまして、これが弁護士や学生とか研究者がやっているボランティアの団体なんですけれども、イノセンスというのは無実ということで、無実の人を救済するというプロジェクト。1992年から始まりましたけれども、驚くべきことに7月4日現在で255人がこのDNA鑑定によって無実が証明された。その中に死刑囚が17人含まれているということです。

それで10年間で約188人ということになっているので、要するに1年間で18人ぐらいなんですけれども、考えてみれば20日に1回の割合で、足利事件みたいなことがアメリカでは頻繁に起きているということです。しかし、これはDNA鑑定が可能だからなんです。

ハインリッヒの法則というのがあるって、安全工学とか保険とかに使うんですが、1対29対300というのがキーワードなんですけれども、重大な事故が1個あると、その背後に軽微な事故が29あって、ヒヤリハットというんですけれども300、ヒヤリハットというのはヒヤリとしたとかハットしたという、英語ではなくて日本語だそうなんですけれども、そういうふうなものがあると。だから、要するに氷山の一角というふうに、航空事故などがあつたときには考えるんじゃないですけれども、やっぱり足利事件はそういうものだと考えなければいけない。

それで科警研という、日本で最高の水準の鑑定機関が行ったDNA鑑定が間違っていたと。それによって虚偽の自白が生まれたということと、東京高等裁判所、東京高検ですね、最高裁判所、最高検という機関、わが国の最高水準の司法機関ですけれども、そこが見抜けなかったという意味では、実に深刻な事件だということになると私は思います。

冤罪ですけれども、国家が犯す人権侵害のうちで最大にして最悪だと私は考えますけれども、まずは無実の人が処罰されるということですから、同時に真犯人が免れている

わけなので、市民生活の安全も侵されている。足利では実は3件連続して起きまして、3件とも自白しちゃったんです。だから、一旦は全部解決したと言われたのが、20年経って実は無実だったということだから、犯人が逃れているわけですね。実際に、菅家さんが高裁判決を受けたときに、横山ゆかりちゃんという女の子がパチンコ店から行方不明になってまだ見つからない。その後関連はわかりませんが、吉田有希ちゃんという女の子がやっぱり行方不明、茨城で見つかったという事件が最近起きています。いずれにしてもその真犯人は見つかっていないということです。

もう1つの衝撃は、DNA鑑定による無実の証明というのは、完全無実の証明だということです。DNA鑑定以前は、無罪判決の中には灰色無罪というのを含むわけなので、無実とは限らないと。多くの警察官から、彼が自白したのだから犯人に決まっているんだというコメントが平気でなされていたわけです。ところが、DNA鑑定によっては、無実だというのが完全無実だということになるわけなので、そういうことが通らなくなったということです。

もう1つは同じことなんですけれど、無実というのは虚偽自白を仮にしたとして、必ずしも自白が嘘とは限らないというふうに考えられてきましたけれども、現在では無実、DNA鑑定の後は全くの彼の自白は虚偽だったということを意味します。

実は菅家さんは、捜査官の前で自白したというだけでなく、裁判官の前でも、私がやりましたと認めていたんです。だからマスコミの人たちも、彼が犯人であることは信じて疑わなかったのが全くの嘘だったんです。

一般的には、DNA鑑定という証拠が崩れても「自白があるさ」と、まさに布川事件がそうなんですけれど、警察、検察は言うんですけれども、菅家さんの場合裁判官の前でも自白していたんですけど、検察はギブアップしちゃったわけですね。再審開始になる前に去年6月に釈放したというのは、そういう事件だったからです。これは前代未聞のことなんです。

ですから、それでもう1つは虚偽自白の研究が、DNA鑑定による無実によって飛躍的に高まりました。これは日本の翻訳ですけど、「なぜ無実の人が自白するのか」というのがそのタイトルです。ここに英文でタイトルがあるんですけど、ポストDNAワールドと書いてありますけれど、要するにDNA鑑定後の世界の偽の自白の問題ということです。

だから、日本のタイトルは、「なぜ無実の人が自白するのか」ですが「DNA鑑定は告発する」というのが副題です。アメリカではたくさん例があるということでしたけれども、125例が自白していた事件で、44例が取調べ時間を確認できたというわけです。それで、自白する場合どれだけの時間がかかるかというのを調べたわけですけど、6時間以内16%、12時間以内34%、24時間以内39%、以下こういうことになっているわけですけど、この赤で示したところだけで大体89%なんです。89%の人が、24時間以内に自白しているということがアメリカでわかったんです。

アメリカの取調べと日本の取調べのどちらが厳しいかといったら、私は日本の取調べが

厳しいんじゃないかと思うんですけども、布川などではこんなに簡単に自白していないわけですけど、ただ、要するに無実の人が実は想像を超えて簡単に自白するんだということが、アメリカではわかってきたわけですね。

日本では、だから足利事件が唯一の例でしかまだないということです。だから、他山の石ではないんですけど、そういうものにわれわれが学んで改良しなければいけないということです。

足利事件の自白ですけど、さっき言いましたけれど、任意同行されたとき、初日に 12 時間後に本件を自白しました。それから起訴される前に、残りの 2 件も君がやったのではないかと警察官に聞かれて、この時間が私たちは知らなかったんですけど、4 月 1 日に警察庁と最高検が共に検証報告書で出しましたけれど、その中に明記されているんですが、35 分後に 2 件ともやったと自白しちゃったんです。35 分ですよ。記録的じゃないかと思えます。1 件自白しただけではなく、2 件も女の子をやったと言ったら、もう死刑になるのが決まっているわけですね。

この話を聞けば、誰でも無実の人がそんなことするわけないだろうと思うわけですけども、実際は虚偽だったということがわかる。それから公判廷でも自白。それから公判廷で家族に対する、自分は無実だという手紙をずっと書き続けていたんですけど、お兄さんがおかしいと思って、弁護士さんにその手紙を届けた。その手紙を示されたらば、無実と書いたのはどういう意味だと言ったら、彼は突然、やってないんですと言っちゃったんですね。

弁護士から、今まで嘘ついていたのかと問いつめられて泣き出してだめになった。それで次の公判では、弁護士のアドバイスによって、すみません、とっさに怖くなっちゃってやってないと言ったんですけど、また私やりましたというふうに言うということが起きちゃった。だから再び自白しちゃったんですね。

最後のどん詰まりで、判決文書くときに私は無実だという手紙を送ったんだけど、弁護士も相手にしてくれなくて、この赤と青ですけども、実は青のほうが真実で、赤が全くの嘘だったということが、今回わかったわけですね。

だけど、誰もこういう状況の下では、この青いほうが真実の叫びだと気づかなかった。マスコミの人たちも法廷で聞いているんだけど気づかなかったということです。

なぜこの虚偽の自白が見抜けなかったのかというのが問題だというふうに思うんですけども、結局 DNA 鑑定に惑わされて、自白の吟味を怠ったということに尽きると私は思います。

それで、足利事件は 4 度裁判所が誤っているわけですが、1990 年、今から 20 年前に事件は起きたわけですね。それで任意同行されたのが 1 年半後です。1 審判決は 1993 年で、私はこの 93 年の 9 月から弁護人になりました。

それで東京高裁でだめで、最高裁で 2000 年に上告棄却。宇都宮地方裁判所でも、2008 年で請求棄却されたんですけども、この間に 17 年経過しまして、事件から、今は殺人な

んかの公訴時効というのは廃止されましたけれども、当時は15年でした。ですから、2005年の5月12日の結果とともに、時効が完成しちゃったんですね。だから、もう犯人も捕まえることはできないということです。

それで、先ほど日弁連の支援のことを言われたんですけども、これは私が予てから、私も人権擁護委員会にずっと長く在籍したので知っているんですけど、日弁連の支援は再審段階にならないと認められないんですね。それで1審ですっと争っているといったって、国選弁護という制度があるから、それでやってくださいと言われていたんです。

ですから、私はこの1993年から2000年までの7年間は、いわば手弁当じゃないですけども、完全に自費でやらなければいけない。日弁連に言ったって、それは制度があるからいいですよ。だから、再審にならなければだめなんです。最高裁で逆転する可能性がなくなっちゃったので、それこそさっさとクビ切ってくださいと。再審になれば日弁連の支援を受けられるからといって、本当に言ったんですよ。そういう制度になっております。ちょっとこれおかしいんじゃないかと日弁連に言っていたきたいと思います。そうなんです。有罪判決確定してからいらっしゃいというのが日弁連の仕組みなんですね。

それと、これが1994年にDNA鑑定神話の崩壊ということで、AERAの取材に私が応じたものですから、朝日新聞はかなり早い段階でやっている。ここで、記者の人と話したときに、DNA鑑定とかけて水戸黄門の印籠と解く。その心は、これにて一件落着というふうに、私が喋ったことを使ったんです。まさか水戸黄門の印籠じゃあるまいし、DNA鑑定が出たからといって、へへへーといていたら、裁判でも何でもないでしょうと、私が言っていたんですね。

だけど、ドラマと同じことが実際に起きていることがあったわけですね。つまり、DNA鑑定にひれ伏しちゃったわけです。この4月1日の最高検・警察庁の意見書もDNA鑑定の証拠価値というのを過大評価しちゃったと。あるいは検察だって驚きましたけれど、検察全体としてそれを吟味する体制を整えていなかったというから、ちょっと待てと。そういう状況で証拠を導入したのかと。最高裁も国会で答えて、今司法研究で科学的証拠の取扱いについて1年間かけて発表しますと、来年発表するんですけども、それもやっぱり順番が逆じゃないかと。

つまりは、新規のものをわれわれの社会生活に導入するときに、十分吟味してからやらないと、暴走が始まっちゃっているわけですね。大きな事故に遭遇してもう一回考えますというふうになっているのがわが国だということです。

それでこのニセの鑑定に騙されないためにどうするかということですけども、私はキーワードはその再鑑定の保証だと思います。刑事裁判で争うことになったときに、もう一度やる。この事件も1997年、今から13年前に私たちはおかしいというふうに思って、最高裁に請求していたんですね。事件から7年しか経っていません。時効開始まで8年。そのときに裁判官が、DNA再鑑定を命じてくれれば、今の結論に達したわけですよ。私は最高裁でも、あなた方が判断する必要はないと、鑑定命令を出すだけじゃないかと言っていた

んです。この科学に、実は文化系の人間が全然弱いんですね。科学というのは、再検証ができるというか、誰がやっても同じ結果が出るということが科学というわけですよ。

ところが、日本では占いと同じようなレベルで、すみません。法学部やっているわけですね。私は学生に教えているんですけども、法科大学院では、今早稲田、東大でも教えています。文科系の人間というのはやはり理科の少なくともそういう基本的なことも知らない、国家の官僚がいろいろやっているわけですけど、だめだと。せめて理科系の素養だけは身に付けないと暴走が食い止められない。そのために再鑑定をする。

アメリカでは、先ほどのような例があるので、州によって違うんですけども、少なくとも DNA 鑑定は、可能な場合は本人が請求すれば必ずやらなければいけないという権利として保証する。あるいは将来の DNA 鑑定に備えて資料をちゃんと保管しておかなければいけないということが法律でもう決まっちゃっているんですけども、まだそういう法律も全くないわけです。ですから、足利事件のことを生かすといったときに、制度にも生かさなければいけないと私は思います。

それから、自白の虚偽を見抜くということですけども、時間があまりませんが、取調べテープというのがわかったわけです。これも朝日新聞のスクープだったんです。8月11日。6月4日に釈放されたんですけども、検察庁がもう釈放ギブアップしちゃったので、宇都宮地検から資料を取り寄せて最高検で吟味していた。そしたら記者が訪ねていったら、何か事務官を使ってテープ起こししちゃっているらしいというんです。それで、調べてみたら、足利事件のテープだということで、それでテープが存在するということを確認しちゃったんです。それで直ちに最高検の刑事部長がその存在を認めてわかった。それで、検察のテープは12本、警察のテープは3本、合わせて25時間分です。大体10分起こすのに1時間かかると言われているんですけども、反訳書が484ページという1冊の本に相当するものだと。これが実は完全な虚偽であることがはっきりしているものが記録に残されたという意味で、私が冒頭に言った虚偽自白の研究に格好の材料なんですね。どういう調べ方をやっているのか。どうしてこんな、聞けば実は本当じゃないかと信じるような中身だから、また衝撃的なんですよ。拷問なんかやっているわけじゃないんです、全然。検察官が調べていますから。ですから、布川のほうへも発展するし、他の名張とか、自白でどうなるか。そういう事件にも影響を及ぼすようなものが残されていたということです。

このテープの中身については、詳しく説明できませんけれども、特に注目するのは、全部じゃなくて、12月7日と8日というのが、裁判所でも再生をしまして調べたんですけども、この12月7日は2件別の事件で自白してしましてね。それ、警察官がどうもおかしいと考えたらいいですよ。今日は本当のこと喋ってほしいと。もしやっていないならやっていないでかまわないんだというふうに切り出しました。

そうしたら、菅家さんが、いいですかと。いいよと。あれはたしか12月1日のことだったと思うんですけども、自分が任意同行されたときのことを話しまして、警察官から女の子殺したろうと言われたけれど、全然覚えがなかったのでやってないと言ったんだだけ

ど、何を言っているんだと言われまして。それでずっと調べられて、辛くなっちゃって、こんなことが10日も20日も続くと耐えきれないから、とうとう自白しちゃったんです。本件の話始まっちゃったんですよ。検察官もびっくりしたけれど、今日本当のこと言ってくれと言ったんで、止めないで2時間ずっと聞いていたと。何今まで自白しちゃったのとかね。最後、恐るべきはですね、今の話弁護士にしたかと言ったら、いや、してませんと。これから裁判になるんだけど、裁判でどう言うつもり、まだ決めていない。うん、わかったと、帰っちゃったんですね。

それで翌日、昨日変なこと君から聞いたんで来たんだけど、今起訴しているあの事件は、あれは君が犯人じゃないか。いやいや、そうじゃありません。何鑑定というの、DNA鑑定だよ。DNA鑑定が一致したというんだけど、私・・・、何を言っているんだと。犯人の精液と君の精液が一致したんだと。何人そんな人間がいると思っているんだというふうに検事に言われて、あと・・・です。あとずっと沈黙しているんですね。最後は、君、僕の目を見ていないと。それはそうですよね。昨日もそうだったと。どうなんだといたら、泣き出したんですね。勘弁してください、勘弁くださいよと言うんですよ。それ、君やったのか間違いないのか。沈黙。やったのか、はい。そういうのが残っていたんです。それを法廷で再生したんですよ。

ところが、このテープなんですけれど、皆さんに、私が演述しているんですけど、お聞かせしたり、反訳書を配付できないんです。なぜかという、これは開示ときの条件がありまして、裁判以外に使っちゃいけないと。目的外使用禁止ということで、これ刑事訴訟法の中にあるんですけども、新しい付け足しで、日弁連はちょっと問題だと言っている、まさに問題が起きている。

それで、無罪判決が起きたら返してくれと言われて、検察官にテープ返しっちゃったんです。だから、公式には私の手元に全くないわけですね。いわんや聞かせるわけにもいかない。という事態になっているわけです。これはおかしいと私は思います。

これは本当は市民が裁判員制度の時代ですから、聞かなければいけないわけです。マスコミの人たちも、特にテレビなどは、音声勝負なので、新聞は活字で勝負なので、あまり需要がないんですけど、NHKなんか含めてこれはぜひ取り戻したいと言っているんですけどそのまま。それでこれは資料として配付しますけれど、今出ている世界に今の問題のテープを聞いたことのある研究者の人と、元裁判官の木谷さんが、やっぱりこれに光を当てなければいけないんだということをおっしゃっているんです。私はまさにそのことがここでも提言していただきたいと。

可視化の問題で今中井さんのところでやっているんですけど、彼がなかなか、どっちについているんだかわからなくて、問題は言われているんだけど、まだあそこで参加者が聞くとかというような状況に全然なっていない。だから、取調べテープをめぐる攻防がまだ続いていると、私は思います。

菅家さんの手紙なんか書いたのを朝日新聞から出ることと、角川からこういう本が出て

いますので、本当は配付しなければいけないんですけど、無料で。関心があればということ。

では、私の説明はこれで終わりたいと思います。

(片山議長)

ありがとうございました。

それでは、佐藤さんは時間もおありなので、ここで今までのご説明についての質問とかご意見などを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(清原委員)

ありがとうございました。これまでの経験を含めて、10 ページ目に、「再鑑定の保障と現場資料の厳格な保管」ということを提示してくださったのは、大変重要なポイントだというふうに考えました。ただ、今回の場合、現場資料が保管され、そして最初の DNA 鑑定が誤っていたわけで、DNA 鑑定が自白を超えて無罪を証明するという最初の例でもあります。でも、当初は DNA 鑑定が自白を裏付けることになっていたわけですね。ですから、今回「再鑑定の保障と現場資料の厳格な保管」が、本当に自白を超えて無罪ということを証明できたんですけど、佐藤弁護士におかれては、最初に 93 年ですか、かかわられたとき、まだ DNA 鑑定は菅家さんが実行したかもしれないということを示していたにもかかわらず、自白を超えて冤罪であるというふうに判断されたのは、他に何か要因があるんですか。

(佐藤主任弁護人)

DNA 鑑定というのは、1985 年にイギリスでジェフリーズという人が開発した方法なんですね。事件は 1990 年です。まだ 5 年しか経っていませんので、まだ日本では研究段階だったんですね。それで、90 年に起きたんですけども、ですから最初に犯人の精液なんんですけど、それは血液型鑑定を用いられた。ところが捕まらないので、DNA 鑑定やってみたらヒットした。その結果、この最初の資料、半袖下着なんんですけど、室温ですずっと保管されていたんですね。捜査本部のロッカー。それから検察庁にいてもロッカー、裁判所にいても。科捜研の女というのが、今日も何かあるそうですけれど、実際は現場資料は人が触っちゃいけないだけでなく、マイナス 80 度で保管しないと、どんどんどんどん DNA というのは壊れていくわけなんですよ。超低温保管庫で保管しなければいけない。ところが、最高裁の段階にいても、そのままだったんです。最終的には 2004 年、14 年経ってから、自治医科大学に置かれるんですけど、14 年間、非常に劣悪な状況のままキープされていたわけです。私などは、再鑑定になっても、鑑定不能になるのではないかと思っていたんです。

そうすると、無罪の証明ができなくなるんです。だから、足利事件は光と陰じゃないですけど、DNA 鑑定の暴走を DNA 鑑定が救うみたいなことだった。

私は実は、たまたまなんんですけども、1990 年過ぎてから、日本で少しずつ DNA が取り入れられたので、足利事件の一審が係属しているときに法律時報という雑誌に、日本の

DNA 鑑定、刑事弁護のことについて、ちょっと資料を集めて論文を書いたんですね。それで、DNA 鑑定が決して絶対的なものじゃないんだというのを書いていた。その発表をしてきたから、私のところに依頼が来たんです。

ただ、一審の弁護人に話聞いていたので、やったよって言っていたんですかね。それで、私も弁護士がそう言っているわけです。すみません、なんか弁護人にも。

ところが、私が最初に接見したときに、これは私が試されたと本当に思いますけれど、無実だと思っちゃったんです。何故かという、殺人のときに私やっていないと言ったら、大体やっている。私そんなに簡単に信じませんけれども、この事件は小さな女の子を殺めたという事件なんですよ。性的な関心で。小児性愛者というものかどうかということがキーワードですよ。私実はそういう事件をやったことがあります、2件。1件は、島田事件という死刑になった事件。これは赤堀さんは完全に無実ですけども、本当に小児性愛者だった事件を僕はやったことがあるので、小児性愛者の世界というのは一応理解していたんですね。そのことがあったので、簡単にやっていないという、そういう目で見れば、デタラメな事件なんです。ところが DNA 鑑定が立ちはだかっていた。だから、その落差というものにずっと苦しんできたというのが、17年間。

(清原委員)

ありがとうございました。やっぱり再鑑定の保障、現場資料の厳格な保管プラス、やはり多元的に判断していく軸を弁護士の方が持っているということが大事ということですね。

(佐藤主任弁護人)

実は、今日でわかったと思うんですけど、結局法律家だけに任せている世界が聖地のように見えるけれども、大チョンボしているわけですね。やはり裁判員制度などで、例えば理科の人って仕事でいっぱいいると思うんですよ。仕事でやっているのはわれわれですよみたいなことを裁判官の前で言っただければいわけなので、そういう意味でも、私は希望はあると思いますけれど、日本の司法。

だから、アメリカみたいな 17 人も死刑囚を間違っただけでやっているかもしれないみたいな例がとにかくあるから、あれが立派じゃなくてですよ、まだ日本はあそこまではひどくないと思うんですけども、同種のを繰り返してはならないと。ところが、今布川事件は、検察側が DNA 鑑定をやるよって、有罪証拠に使おうというような流れになっているので、日本はどういうふうに向かおうとしているのかという、それこそ私は法務大臣の死刑権発動じゃないんですけど、そんな馬鹿なことやめろということも言ってもいいかもしれないけれども、検察にはそういうことをやっちゃいけないことになっているんですけど。市民が声を上げていくしかないですね。検察審査会という制度で市民のあれを取り入れるんですが、あれは有罪方向の制度なので、いずれにしても。やっぱり冤罪防止について市民の声をどう反映させるのかというのが、制度的にも考えていただきたいというふうに本当に思います。

(清原委員)

ありがとうございました。

(片山議長)

いかがですか。

(吉永委員)

この場所でこういうこと言にくいんですけども、佐藤先生が言っているからいいかなと思うんですが、市民のものすごく素朴な感情としては、先ほども言ったように、弁護士さんには喋っていないというこの事実。途中からですけども、最初のその弁護士さんが、どういうスタンスで彼と向き合ったのかということが、とても疑問になりますね。やはり聞いていると、足利事件を被疑者は性格的にもものすごく弱さがあったりとか、翻弄されやすい人。それを最初のときに、国選だったと思いますが、その弁護士さんがどういうふうに思っていたのか。これ氷見の事件でも同じなんです。氷見の事件でも、たまたま他の人が自供したから彼の無罪が確定したわけだけでも、あの人ももうちょっと横で頑張れと言ってくれる人がいたら、自分は自白しなかったというようなことを言っているんですね。あの人もやっぱり気の弱そうな人だったんですけども、誤判のときに、どうしても警察、裁判所というのは責められるけれども、その一番最初の弁護士が何をしたのかということも、同時に検証されなければいけないような気がしているんです。

(佐藤主任弁護人)

おっしゃるとおりだと思います。だから、氷見も国選弁護人がサポートできなかったと。足利事件は、実は私選弁護人なんです。お兄さんがお金出した。

(吉永委員)

私選だったんですか。

(佐藤主任弁護人)

私選なんです。で、だめなんです。それで、菅家さんに私たち弁護士会で何かどなたか弁護士さんが、一審の弁護人どうだったんだということだったので私聞いたのですが、接見に来て、君、一体いくらお金持っているんだと聞いて、何か交通費を払えるかどうか聞いたと言うんです。お兄さんから50万もらっているんですよ。だから、やっぱり刑事弁護って儲からないので、往々にして。地方では義務としてやらなければいけないがあるので、やっぱり弁護士の一番最初の言葉というのが、信頼を勝ち得るか、そうじゃないかというのがあっていると思うんです。

(吉永委員)

何か最初の時点で、例えば志布志の問題でも、同じ弁護士さんが渡す側と渡される側の両方の弁護をしてしまったとか、そういう基本的なところでもこれを機に明確にしていけないといけない。再鑑定のこと、結局ずっと要求していても、やりたくないわけですよ。やりたくないといく何年かかかってしまうと。その間に証拠が劣化しているのを待っているかのごとく、何も再鑑定がされなかった。

(佐藤主任弁護人)

私は、この間、最高検に話す機会を与えられて、警察庁にも話す機会があって、実は警察大学校では、昨日も話してくださいと。取調べ専科ですよ、また講義すると。8月に行って、また9月に行くんです、私。

それで、私は権力がどうだとかというような発想でこの問題をとらえるのは、全然適切ではないと思うんですね。だから、弁護士の側にも大いに問題があって、新聞記者もそうなんですけれども、つまりあらゆる人たちが自分の目の前で何か大事な問題が起きたときに、果たすべき役割を誰かが果たしていれば、こんなにはならなかったみたいな感じがします。
(吉永委員)

そうですね。再鑑定有的时候に、同じ組織がもう一回鑑定することに対してもそれでいいのかという思いもあります。再鑑定有的时候は、別の目も入れてやらないと、その結果をすんなり受け取れないという気がします。

(佐藤主任弁護人)

やっぱりこの問題を市民で難しい事件ですよ。そういうときにどうするかというのは、本当に裁判所が真剣に考えているわけなので、やっぱり知恵を絞って、私は日本の司法をいい制度にしないととんでもないことになる。

実は、足利事件と同時に非常に深刻な問題は、飯塚事件という2人の女の子が殺された事件があるんですけど、一昨年10月28日に死刑が執行されちゃった。それで、足利事件のDNA鑑定で再鑑定は10月15日なんですよ。私は言っているんですけど、これは最高検でやりました。霞ヶ関にツインビルがあるんですけど、法務省と検察庁。検察庁にある高等検察庁の検事は、DNA再鑑定はいいという意見を書いたんですよ。それでそのようになったんだけど、その10日後に死刑が執行されちゃった、飯塚事件。DNA鑑定で有罪にされた事件です。私は、法務省のほうが、主に刑事局ですけど、検察官がずっと調べて、この死刑はいいんだとやってるわけです。完全に2つの組織がおかしくなっているわけですね。私は本当にトヨタがブレーキが故障しているというか、そういうのがあったけれど、世界に冠たるわが検察は、ブレーキが利かなくなっちゃっているのではないかと。利かすべきときに。市民に翌年裁判員制度が始まるというときですよ。市民に死刑の判決まで求めようとあなた方がしているときに、この死刑の執行をしてはいけないというくらい命がけで止めるべきだろうと。

急ぐ必要なんか全然ないんですから。私は大学でも、そんな検事になったら絶対だめだぞと。これは弁護士がどんなに頑張ったってだめな話なんです。権力の中核にいらっしゃる、そういう立場を与えられた、ポストを与えられた人がブレーキをかけるという感覚を持たなければいけないわけですね。

この問題話すと時間がものすごいかかるわけですけども、そういうような問題も抱えちゃったまま、無罪になっちゃったので、まだまだ解決しなければいけない問題たくさんあると私は思います。

(豊副議長)

足利事件の無罪出た後、ルポライターの鎌田慧さんが、これは国家権力とメディアの敗北であると書かれてありました。自分も司法記者の経験もあるんですけども、一体どういふ点に気を遣いながら、市民にどういふ記事を出していくべきか。その辺のところを少しご教示願いたい。

(佐藤主任弁護人)

最後、手記は朝日新聞出版社から出していただいたので、実は、さっき説明したんですけど、法廷で菅家さんも、私やっていませんと言ったわけですね。切々と無実を訴えたわけですね、記者の前で。ところが、それを聞く耳を持たなかった。私は、小さな声かもしれないけれども、真実に気づくチャンスというのは与えられているのに、一人もそういう記者が生まれなかったということです。私自身も有罪だと言われていたけれども、最初に面会行きましたね。そのときに、この人はだめだと思うというふうには可能性がある。半分あるわけですけど。自分でよかったなと思っただけの話で、間違わなくて。ということですね。けれども、私だって間違える可能性があるから、皆さん本当に一生懸命頑張らましようねみたいな感じで言っているんですけど。

ただ、メディアの敗北ではなくて、私は前半は確かにそうだったけれども、最後は、2008年2月13日に宇都宮地方裁判所で再審が認められないんですけど、そのとき何と言ったかということ、私は菅家さんの髪の毛を私宛の手紙に封じ込んでもらいまして、独自に鑑定をしたんですね。それが型が違う可能性があるという。それを証拠に出したわけですね。女性の裁判官ですけども、それ本人の髪の毛かどうかわからないじゃないかと。それは決定的なんだと。だから、証拠価値がないんだという否定しちゃったんですよ。

それで、マスコミの人たち、新聞も、それはいくら何でもおかしいだろうと。千葉刑務所にいるわけですから。それ何で再鑑定をやらないのかというので、社説で足利事件の再鑑定をやるべきだと書いたところもあるんですよ。

私は、裁判官の非常に愚かな判断がマスコミに火を着けたと。だから、最後はマスコミの人たちのバックアップがあつてできた。だから、メディアの敗北では全然なくて、司法の敗北かもしれないけれども、メディアは最後は頑張ったと私は本当に思います。

それで、またさっきの話じゃないですけど、学生にこんな愚かな決定をしているのを私は感謝しているんですけど、その裁判官に。いや本当に。だってこんなことで名前を残すようなことではないと。さっきから言うように、裁判官はDNA鑑定を命じれば済むわけですね。命じたら名裁判官と言われる。却下したら愚かだと言われる程度の話なんで、難しい話じゃないでしょうと。だけど、本当に小さなことに気づけば、こんな悲劇は起きなかったんだというのが教訓ではないかと私は思うんですけど。

(片山議長)

そのときなぜその裁判官は、証拠価値がないで終わっちゃうんですかね。

(佐藤主任弁護人)

それが、私はおそらくですが、最高裁判所の段階でわれわれ気づいて請求したんですね。

最高裁が再鑑定を認めないで、上告棄却しちゃったんです。彼が犯人であることは間違いないと。やっぱりその最高裁のものに刃向かうようなことができなかつた。ですから、私なんか、さっき最高裁でも再鑑定してくださいと言っただけけれど、どうもあなたには度胸がないから、棄却するならしてくれと。こんなことできるのは東京高裁しかない。東京高裁の裁判官って結構威張っているんですね。最高裁よりも自分たちのほうが賢いと思っているんだから。それで、やってくれたんです。だから、負けるも勝ちじゃないですけど、適当なところで負けちゃうっていうのもね。

(片山議長)

それではありがとうございました。

それでは引き続いて布川事件について、井浦弁護士よりご説明をお願いします。

(井浦弁護士)

弁護士の井浦です。資料は 26-1-7 です。それで誤記が 2 箇所ありますので、訂正させていただきます。5 行目、(1)概要の下の 1987 年と書いてあるんですけども、これは 1967 年の間違いです。

それと、経緯のところの確定審の三審の棄却と書いてあるところなんですけれども、これは 1970 年ではなくて、78 年の間違いです。すみません、訂正してください。

まず、事件の概要ですけれども、1967 年 8 月 30 日の朝に、茨城県の利根町布川で発覚した強盗殺人事件です。被害者は 62 歳の一人暮らしの男性。事件発生というのは、その 2 日前の夜であると推定されております。捜査は難航しまして、近隣の素行不良の者を逮捕しているいろいろ調べたんですけども、なかなかわからなくて、事件から 40 日以上経った後に、桜井さん、杉山さんも当時はちょっと素行があまりよろしくなかつたんですけども、それで別件で逮捕されまして、そしてそこで自白をさせられて犯人とされた。

経緯なんですけれども、確定審が一審で無期懲役、それが 78 年に確定して、その確定審が終了した後に日弁連の支援を受けています。第 1 次再審請求を 83 年に起こして、これも 92 年に最高裁で棄却。

第 2 次のほうは、2001 年の末に起こしまして、これについては 2005 年に第一審の土浦支部が再審開始決定をしていただきまして、その後、東京高裁、最高裁と検察の抗告をいずれも棄却して、昨年 12 月に再審請求が確定しました。再審公判がいよいよ明日から始まるということになっています。

それで、この事件の特徴なんですけれども、物証がないというか、自白によると偶発的な、計画的な犯行ではないんですけども、全く指紋とかいうものもない。そして、現場に毛髪とかも落ちていたんですけども、それも証拠となるものではない。物証が全くない。目撃証言も限定的なんです。目撃証言というのは出ているんですけども、直接犯行現場を見たわけではない。犯行のあった時間に、近接した時間にその近くで桜井さん、杉山さんを見たという、そういう目撃証言があった。

それ故、直接証拠というのは自白だけなんです。それで、このように物証とか何もな

いと、かえって逆に一旦これで有罪になると、それを再審で無罪にするというのは非常に難しいんですね。先ほどの足利事件というのは、まさに DNA 鑑定が決め手になったので、それが崩れれば一気に無罪になるんですけれども、布川事件の場合、もともと曖昧な証拠でしかありませんから、これを崩すとなると、本当に全面戦争ということをしなればいけない。

それで、再審請求審での活動なんですけれども、そこにありますように、新証拠 143 点という、かなり膨大な新証拠、あらゆる論点について出したわけです。もっぱら自白等が不自然であるということ客観的な事実と食い違いがある。そして、目撃証言が信用できない。そういったものを立証するために出したものです。

それで、当初決め手になったのは、殺害方法の鑑定なんですけれども、これは鑑定は最初の確定審段階で、一番最初に解剖された方がしているんですけれども、そこでの資料に基づいてもう一度別の法医学者に見直してもらったということなんです。そうすると、殺害行為の方法と順序がどうも自白と異なると。実際に、自白では扼殺だったんですけれども、新たに見直すと、それは絞殺だと。それと、順序というのはどういうことかということ、死体にはパンツが口に詰められていたんですけれども、自白ではまず最初に口にパンツを詰めて、そしてその上でその次に首を絞めたということになっていきますけれども、順序としては先に首を絞めて、後にパンツを詰めた。そこで自白と矛盾があると。

そして指紋実験というのは、これはどういうことかということ、指紋が全く出なかったんですけれども、計画的な犯行であれば手袋をあらかじめするというのがあるんですけれども、偶発的な犯行ですから、そういうことはしてないはずなんです。してないのに指紋が全くないのはおかしいということで、この桜井さん、杉山さんは、逮捕されて 29 年後に仮出獄できましたので、それで仮出獄した後で、実際の犯行現場を再現しまして、古い道具とかを全部用意して、そこで桜井さん、杉山さんに自白どおりにいろいろ物色をしてもらったわけですね。そしてその後で指紋を検出して、そうするとたくさん指紋が出てくるということなんです。それが指紋実験。

目撃実験というのは、目撃者というのは、犯行時刻当時、被害者宅前で杉さんを見たという人がいましたが、その人は夜間バイクで走行中でした。夜間バイクで走行中にはたして認識できるのかということで、これちょっと裏に書いていますけれども、目撃実験の心理学鑑定。それで実際にバイクで夜間走らせて認識できるかということをやってみました。大学の先生に協力していただきまして、大学の学生、2 回やりまして、最初は 70 名ぐらい、次 30 名ぐらいですね。学生にはバイクの走行心理テストをするんだというふうになって、実際はバイクで走ってきた後で、実はあそこにいた人はどういう人だったと、そういったようなことをやりました。その結果、夜間バイクで走行中にそういう被目撃者を認識することはできない。

あと、その隣にガラス戸の破損再現実験ということなんですけれども、犯行現場でガラス戸が倒れていて、ガラスが割れていたんですけれども、それで自白でどうなっているかとい

うと、偽装工作というのをやって、ガラス戸を蹴ったというようなことを自白で言っているんですね。そうすると、蹴ったりして、実際そういう現場に残ったようになるのかということで、これも大映のスタジオで犯行現場のセットをつくりまして、実際にそこにスタントマンを頼みまして、実際に自白どおりにやってみたんですね。それで、極めて不自然だと。そしてあと、ここにはありませんけれども、実際に蹴るときの力も測定して割れるかどうかと。

そして、その真ん中の左側、これがほぞ断裂再現実験なんですけれども、ガラス戸だけじゃなくて、ほぞも断裂していたんですね。これもどういった力を加えたら断絶するのか。これも大学の工学部の先生に協力していただいて、いろいろ実験しまして、その自白の態様では、ほぞは断絶しないと。

あと、日の記憶の心理学実験ということなんですけれども、目撃者が2通りありまして、被害者宅前で見た目撃者と、そうではなくてその周辺で被告人らを見たというのがありません。もともと桜井さん、杉山さんというのは、その近くに住んでいるわけですから、当然その近くをいつもウロウロしているのは間違いない。その周辺で見たという目撃者、実際目撃した事実はあるんです。ただ日にちが違うんですね。その日ではないんです。

ところが、この布川事件で目撃者が結局 50 日後に警察から聞かれているんですよね。逮捕されたのが 40 日後ですから。その 50 日前に、なぜ 8 月 28 日の夜とわかったのかということ、前日に常磐線で事故があったんですね。それで皆さん言ったのは、常磐線の事故の翌日だったからよく覚えていますということをみんな言っていますね。それがマジックワードになっちゃって、だから、そうでないと普通特定の、50 日も経ってそんな前の、そういう出来事があったということは覚えていても、その日がいつだったかということまでは、普通は覚えていないはずなんです。ところが、常磐線の事故の翌日だということ。

ただ、それも一見何となく説得力ありそうなんですけれども、本当にそうなのかということで、これも大学の心理学の先生に実験をしていただいて、50 日経って出来事の順序関係ということをどれほどみんなが記憶しているのかと。それも複数の実験をしまして、50 日も経てばそういう日にちの記憶というのは困難であるということが鑑定結果で出ました。

あと、供述録音のテープ分析というものなんですけれども、桜井さんが初期の頃に自白したときに、供述を録音しているテープが再審請求審で開示されたんですけれども、それによると、一見すらすらと喋っているんですね。しかし、よく聞いてみると、どうもちょっと途中で中断しているようなことがあるということ。そして、途中でガラッと声の印象が変わっているようなところがある。それで、どうも何か変じゃないのということで、これも後ろの真ん中の右のところ。この供述録音を分析してもらったんです。FFT というのは高速フーリエ変換ということで、ノイズ成分と音声成分とに分けて分析したところ、中断の後および中断して巻き戻して重ね書きというんですかね、そういったことをしているあとがあったと。

本当にはっきりしているところは、聞いていてもわかるんですけれども、桜井さんが喋

ると、ちょっと変なことを言うと、2人捜査官いますから、それで止めさせて、またもう一回言い直しさせると、そういうようなこと。

そしてあとは、その下の殺害自白再現ビデオというのは、本人の自白どおりに実際実演してみたらどうなるかと。これも大工さんの組合に協力していただいて、犯行現場のセットをつくっていただいて、実際に自白どおりに殺害部分をやってみたんですね。そこちょっとありますように、非常にそうすると不自然な体勢なんですね。実際桜井さん、杉山さんも、体験してないことを喋っているわけですから、2人の供述書読むだけでは不自然さはわからなかったんですが、そのとおりにやってみると、これは典型例ですが、普通こんな変な格好で首を絞める必要があるのかということですね。そういうふうに非常に不自然なわけです。

そして、その隣が便所脱出実験ということですよ。これも桜井さんは便所から脱出したということになっているんですけども、これもセットをつくって、自白どおりにやってみたらどうなんだということをやってみて、これも実際極めて不自然だということがわかる。

こういったように、その他本当に百数十件、実験だとか鑑定だとか、あるいは目撃者とかに再度聴き取りとかいろいろなことをやったんです。その点については、布川事件支援者の方がいたので、そういう方も協力していただきましたけれども、かなりお金もかかるんですね。これは日弁連の支援を受けたので、それによってできたということもあると思います。

それともう1つ、開示証拠なんですね。これも124点、すべてが役に立ったわけじゃないんですけども、確定審では本当に証拠を出していなかったんですね。それを開示させた。そして、結局請求審で認められた決定的な根拠となったのは、1つが、被害者宅前の目撃供述なんですね。これまで公判段階では杉山さん、桜井さんを見たという証人がいたんですけども、その人自体の証言というのは、非常に不自然だったんですね。それを実はうんと初期に、事件発生直後に実は警察は被害者宅前に誰か人がいたのを見たという目撃者を聞いていまして、それが全然杉山さんとは違うんですね。これをずっと隠していたということなんです。

そしてあと毛髪鑑定書も隠されていて、杉山さん、桜井さんの毛髪がなかったというのはわかっていたんですけども、それだけでなく、被害者のものでもない、第三者のものがあつたということなんですね。そうすると今度別の人がやった可能性が極めて高い。これも当初ないないと言っていたものを、こちら側がいろんな記録を見ていると、そこから推定されてあるはずだということなんですね。最初の被害者宅前の目撃供述も、実はその人の息子さんの供述等から出てきまして、それからお母さんも見ているはずだと。それで、再審請求審決定が出たんですけども、ここで再審請求審決定が問題にしていたのが、以下の5つの危険性、要するに誤判の危険性。

ここで強調しておきたいのは、の一部可視化の危険性ですね。これ録音テープというのが一部録音されているんですけども、このうち、確定審段階で開示されていたケース

というのは、もう自白して1か月ぐらい経った後ですから、非常にすらすらよどみなく喋っているんですね。だから、裁判官は、これだけすらすらよどみなく具体的に喋っているんだということで、非常に信用性があるということで、確定審の有罪の有力の1つになっているということなんですね。だから可視化もやるんだったら全部やらなければいけない。一部ではむしろかえって危険なんだと。

そして、証拠開示の必要性ということで、本当に証拠を隠されているというか、これも再審開始出た後に新聞報道で、確定審の裁判官が、再審請求審で出てきた証拠があれば、最初から出ていたらもっと判断が変わったかもしれないというようなことを言っていたと。

それで、いよいよ明日から始まる再審公判の問題点ですけども、ここで極めて問題なのは、DNA鑑定の問題点。先ほど佐藤先生が言いましたように、結局、問題は別の機会が付着の可能性があるんですね。要するにパンツとかシャツとかを取調べのときに見せているんですね。見せて示していると。そうすると、そこで唾液とか、そういうのが飛んでいる可能性があるわけなんですね。

そして、もう1つ問題は、複数鑑定や再鑑定が不可能なんです。検察側もどこか特定のところに何か付いているということを行っているわけではない。そんなことわかりませんから。どうするかというと、シャツか何かを全部メッシュにたくさんに分けて切って鑑定をします。そうすると分けたものは同じものではありませんから、結局複数で鑑定することもできないし、再鑑定も不可能なんですね。そうするとこれはまさに科学的な鑑定とは言えないという話になるんですね。

もう1点、今度は を見ていただきたいんですけども、再審公判でひどい話が、まさに再審請求審で先ほど言いましたように、証拠開示で被害者宅前の目撃供述、これが決め手になったんですけど、それについて検察官は不同意にしているんですね。不同意というのはどういう意味かということ、証拠能力がない、信用性がないから、証拠にしちやいかんと言っているわけですよ。検察官が自ら調べた証拠を信用性がないと言っているんですね。ひどい話で、反対尋問が出てない。反対尋問も何も、自分たちが調べているわけですから、矛盾があればそこで問いただしているはずなんですよ。普通反対尋問がないから証拠能力はないというのは、聞いたことがない側が言うんであって、自ら、そして捜査官の報告書、これもその目撃者から聞いた捜査官の報告書があるんですね。捜査官の報告書が信用できないから証拠能力がないという、こんなふざけたことがあっていいのかということなんですね。こういうことがまかり通るんだったら、証拠開示しても本当に意味がなくなるのではないかと。この辺私としてはもっともっとまわりの市民の方、マスコミが問題にしていきたいなと思います。以上です。

(片山議長)

ありがとうございました。それでは、この件に関してご質問、はい、どうぞ。

(長見委員)

質問なんですけれども、1人でなくて2人の犯人、容疑者になっていますよね。そうす

ると、自白もずいぶん違う、同じことは言えないわけですよ。手口だとか、やった動機、経緯とか、自白が一致するのはなかなか難しいと思うんですけど、誘導でやっていくという形になるんですか。

(井浦弁護人)

そうなんです。だから、別々の場所で調べているんですけども、やはり捜査官同士は情報を交換していて、だからどういうふうになっているかということ、自白で非常に変遷が多いんですけど、一緒に変遷しているんですね。杉山さん、桜井さんが最初言っていたこと。例えばある犯行日に誰々さんと会ったと。それが後にその人とその日に会うということはあるとないということがわかって、その登場人物は消えるんですけども、両方とも、杉山さんもその日に誰々さんと会った。桜井さんもその誰々さんと会った。それは、最初に多分どちらかが、ちょっと間違えて会ったということで、それで捜査官が杉山さんのほうも桜井が言っていたからおまえも会ったはずだと言わせているんですね。だから会ったと言うわけです。結局、だから同じように間違っているというのは、それ自体は不自然な話なんですけれど。

(中川委員)

よろしいですか。今のお話聞いていて、本当頭下がるような感じなんですけれど、先生がこの事件をこんなに熱心に最後まで追及されているという動機というか、端緒というか、それはどういうことですか。

(井浦弁護人)

私自身は、第2次の再審請求の出した直後からなんですけれども、もともと先輩の弁護士に誘われたんですけども、先ほど灰色云々とあったけれども、事件の記録を見たときに、これはもう完全に真っ白無罪だと思ったからですね。それと、私ども弁護団、実働約20名、かかわった方を含めると約30名、フルで活動しているんです。皆熱心にやっているんで、それに引きづられたこともあります。

(中川委員)

さっきの佐藤先生のお話も聞いていてそう思ったんだけど、結局なんかおかしいということが端緒になっているんですよ。常識的に考えて変じゃないかなというのが、何かきっかけになっているように感じまして、それで、もしそうだとすれば、僕は刑事のことはほとんどわからないんですけども、直感的に思いますのは、入口での間違いを、つまりこれ出口でものすごい一生懸命やっておられるわけですよ。出口というとおかしいけれど、もう事態が済んで固まってしまってから、それをもう一遍掘り返して元へ戻してという、これは猛烈な努力がいると思うんですよ。そうじゃなくて、変だなと思うものについては、もっと入口で力を入れることができないのか。

何か全体の制度を見ていますと、例えばこういう事件でも国選の先生がちょっと行かれて接見をすると、非常に限定的な接見しかできませんよね。しかも、勾留期間も短いから。その間に収集できる証拠とか何かいったって、もう限られていますよね。そういう形で取

調べが済んで裁判行ってしまうと。その後から猛烈な努力が行われるような形になっているんだけど、何かそここのところの問題。もっとだから入口の段階で弁護人の方が、これはどうも変だぞと思われるような事件であるならば、そこで人員を少し増やすとか、あるいはどういう方法があるのか、私よくわからないけれども、そこで力を入れる。

日本の場合には取調べの立ち会いというのはできないんですか。アメリカなんかだったら立ち会いができますよね、弁護人の。だから、そういう形をつくるとか、何か、起訴までの間の取調べ段階でもっと事実関係というか、弁護側の意見なり考え方が入ってくるような制度にしたほうが、全体として効率がいいとかというふうな気もするんですけど。
(海渡事務総長)

日弁連はずっと取調べの可視化だけではなくて、取調べの立ち会いであるとか、取調べの時間を短くする、深夜にわたる取調べをするなどかいっぱい取調べのあり方については意見を言っています。全然実現していないとか、すごくのろい歩みなんですけれども。

あともう一つ、先ほど佐藤先生が紹介くださったこの菅家さんの冤罪という本、僕も読んでみたんですけども、さっき時間がなかったので、佐藤さん全部言われなかったんですけども、佐藤弁護士を、優秀な刑事弁護士をこの人に紹介した市民がいるんですよ。この本の中に出てきますけれども、その名前も載っている、西巻さんという市民の方がいて、傍聴していて、どうもこの人はやっているとしても見えないと。思い切ってその彼女が拘置所にいる被告人に手紙を書くんですよ。そして、返事が来て、そこで文通が始まって、実はやっていないんだというやりとりがあって、じゃあ弁護士を探してみようということになって、DNA 鑑定の方が詳しい佐藤弁護士を探し出すという過程も実はあるんですね。突然行かれたわけではないので。そういうことをしなければだめよということを書いてくれたのは実は一市民なんです。それも本当に法廷を傍聴した、新聞を読んでいておかしいんじゃないかと、おかしいというふうに思った人がいるんです。その1人の人がいなかったら、この彼は救われていない。

もちろんその後の弁護活動も重要だったんですけども、実はその前の弁護人を責める人がいるかもしれないけれども、でも、その弁護人だってDNAの問題点などは一生懸命追及される弁護をしているんです、実は。だけれども、DNA 鑑定が出ていて、これだけ新聞等も有罪と書いている状況の下でそれに影響されてしまっているわけですよ。最初からそこを疑うということを知らなかったんじゃないかという、そのあたりのこと、この本読んでもよくわかりますけれども、そこで本当に最初に気づいた人というのは、一女性なんですよね。

(中川委員)

だからやっぱり誰が気づくかどうかは別として、結局これ何か変だぞというのが端緒になるわけですから。

(海渡事務総長)

その人の紹介がなければ、佐藤弁護士が彼に面会に行くということは起きてないんです

よ。

(中川委員)

だから、そういう感覚を大事にするという、制度的に何かもう少し考えられないかというのが。

(宇都宮会長)

布川事件だと、最初から証拠が全部開示されていたら、どういう人だって早く気づくのに、その証拠というのは全部捜査当局のほうに握っていて、弁護士は何もないところからスタートしていますから、その辺を対等にするための証拠を全部最初の段階で開示すれば。

(海渡事務総長)

足利事件についてだって、先ほどのテープとか全部最初から出されていれば、それを聞いていれば、裁判所だって確定審の段階でやっぱりこれはおかしいなと思ったかもしれない。だけどそれはずっと隠されていて、朝日新聞がスクープするまで再審が始まる直前になってようやくわかったということですから。やっぱりすべての証拠を弁護人に開示するというのもとても大事で、それは日弁連もずっと何十年言い続けているんですけども、まだ実現していないということなんです。

(中川委員)

やっぱりどうしたって捜査当局のほうに強いわけですから、そこを弁護するほうとスクラッチにする制度的な感覚を取り入れなければ。

(海渡事務総長)

アメリカなんかでは、証拠を開示する義務があるだけでなく、被告人にとって有利な証拠を隠していたら、その検察官自身が職を失うぐらいの厳しい倫理基準を課しているんですね。日本の場合は、隠し通して有罪判決を取れば、それが間違っていたって、その人は処罰されません、その検察官は。そこら辺の検察官というものの職業倫理という点も違ってきます。

(中川委員)

それはさっきおっしゃっていた科学捜査というと大げさだけれども、やっぱり菅家さんの事件なんていうのは、弁護士さんの努力もありましたけれども、結局解決したのは医者ですよね。医者というか、DNAが解決したわけで、もしそれがなかったら何も起こらなかったということですから、非常に大きな力をそこで。

今のお話、井浦先生のを聞いておっても、やっぱり科学的論証で崩していかれたという面が非常にあるわけですから、そうするともっとDNAだけでなく、他のことについても、立証の段階で取り入れるものがあるんじゃないかと。

例えば、私いつも思うのは、菅家さんの例を見ていまして、非常に特殊な性格の方だと思うんですね、あの方は。どこがどうかはよくわかりませんが、ただ精神医学的にいったら、何かあるような感じがするんですね。だから、そういう人についての取調べというのは、制度というのはすべて人間は一律だという前提で制度というのはつくら

れているじゃないですか。だけれども、実際の間人というのは全部違うわけだし、精神を病んでいる人も、病んでいるという語弊があるかもしれませんが、普通でない人だっているかもしれないんだから、それに対して同じ取調べ方法でいいのかという問題もあると思うんですね。

だから、そういうことまでも含めて、もうちょっと科学的な手法、取調べの段階もそうだし、裁判の段階もそうだし、そういうものを考えていく時代じゃないかなという気がするんですけどね。

(海渡事務総長)

おそらく取調べの可視化というのが彼に実現されていて、彼が12時間責め立てられて自白していくわけですけど、12時間で自白するのは早いというふうに思われるかもしれませんが、先ほどの佐藤弁護士が示していただいたデータでも、アメリカでも虚偽自白89%が24時間以内に出ているというデータがあるので、ものすごい勢いで証拠があるんだというふうにして責め立てられたら、よっぽど性格の強い人だけは生き残れるけれども、そうでなければ自白してしまうというのが、むしろ一般的なんじゃないかなと思います。僕は虚偽自白のケースを扱う委員会に30年ぐらいいるので、そういうケースたくさん聞いてきましたけれども、むしろ今の捜査機関の取調べに抗しきれぬ人のほうが珍しいと思います。菅家さんが性格が弱そうだなというのも、もちろん認めますけれども。

(片山議長)

さっきの証拠の話ですけど、証拠を出すのは、検察側は自由に自分で選べるわけですね。

(井浦弁護士)

そうです。

(片山議長)

隠すこともできるわけですね。それに対して弁護側が例えば関連する証拠になるような捜査資料とか、そういうものを全部出せという、そういう請求はできないんですか。

(井浦弁護士)

今、証拠の出し方というのは2種類あるんですけど、最初に出てくるのは検察官が選んで、その背後にこれだけたくさんあるから、一次的には弁護人が一定の証拠なんて類型証拠といいますけれど、これについては出してくれと請求させてはじめて出てくる。

(片山議長)

それは名指しで請求するんですか。

(江藤副会長)

そうなんです、実は何がわからないという中でやるというところに問題性がある。だから、証拠の一覧表をつくって出せと、こう言っているんですけど、それだけでもいろいろ手間暇かかることもあるし、手の内を見せる必要はないという発想もあるし、だからわからない中でやらなければいけないというのが、そこで既にハンディキャップがある。

というので先ほど言った全部出せばいいじゃないかという。その類型証拠を出した後に弁護人のほうがこれはおかしい、あれがおかしいという一種の争点を明確にする。じゃあ、これに関連するこういう証拠がある、ああいう証拠がある、これを次に出せという手順でやっと出てくるということなんですが、それすら全部出ているかどうかは、こちらは確認できない。よく検察官の方が言うんだけど、じゃあこれこれある証拠を出せと。わかりましたと。それが全部かどうかというのは、こちらは確認できないというところの中で勝負しなければいけないということなんです。

(井浦弁護士)

私はやっぱり入り口の問題でいけば、これは弁護士と検察官がやり合うんじゃないで、法律で全面的に開示するということにしないと、もう無理だと思うんです。私自身ずっと刑事弁護やっていて、あるいは裁判修習のときに、裁判官と検察官と弁護士と3人で協議して、お互い駆け引きみたいなことをやっているのを見て、こんな不合理なことを何でするのかと。全部出せばいいんじゃないですか。そして、普通の人たちがそのようなことを知っているのかと。まさか国がお金をかけて捜査している、それが結局隠されたままになっているということが、それでいいのかということなんです。それでいいという話じゃないと思うんですよ。もちろんいろんな弊害あるけれども、それは技術的な話で、弊害は技術的に防ぐというふうにすればいいのであって、まず原則はあるのは全部出せということなんです。

(長見委員)

私も本当にそう思うんですけれど、まず真実を追及するということがあるわけで、検事対弁護人の争いではないですよ。だから、そこで真実に両方でたどり着くようにというのがそもそもなので、そこを出さないというのもよくわからないですね。

(清原委員)

本日、井浦弁護士から再審請求審での活動の新証拠の中の主たるものをご紹介いただきましたが、それが自白の不自然性を証明するための大学や、あるいは大工さんたちと一緒に証明された証拠ということでしたよね。そこに今の問題性がまさに表れているのかと思ったんですが、つまり再審請求の中で弁護士の皆様が出された証拠というのは、自白を尊重する中でそのそれまでの裁判の誤謬というか、そんなふうに言っていていいかわからないんですけれど、不自然さというか、それを明確にするために、これだけの専門の実験などをする必要はないのかと。本当に多様であり、しかも時間もかかり、専門家も総動員するようなことをされたわけですよ。ですから、こういうことがこれだけ行われなければ、本当に無罪というのが証明できないのだという、その重さを今日ご説明の中から本当に重く受け止めました。

その上で、先ほど佐藤弁護士は、DNA鑑定でその無実をあっけなく証明することもできるんだという例をご紹介いただいたんですが、井浦弁護士からは、いや、DNA鑑定にも問題点があって、なかなかこれも厳密にきちんとしないと、誤った証明になる可能性もある

という問題提起をいただいたので、これはまたちょっと深刻だなと思ったものですから、1点だけ確認させていただきたいのですが、今日いただいた再審公判の問題点の中に、DNA鑑定にも問題点があると。つまりその事件のときに付着されたものなのか、その後のものなのかという時間軸で、曖昧な部分もあるので気をつけなければいけないとおっしゃったものですから、しかも複数あった場合には再鑑定もなかなか難しいということなので、そうであれば、先ほどはDNA鑑定があれば大丈夫かなと思ったら、今度はいやいや、それも万能ではないと伺ったので、どのような条件を、証拠として保管するときに留意しなければいけないか。あるいはその後の取調べのときに、誤った付着がないようにするには、こういうふうな要件が必要であるというふうなことで、何か大事なことがあれば、もう少しご説明いただければありがたいなと思いました。

(井浦弁護士)

それで、足利事件と決定的に違うのは、足利事件の場合、犯罪の性質から、遺留品の中で精液ということになるんですね。だからターゲットがはっきりしているわけなんですね。例えば血液とか残っていたらそれでいいし。布川事件の場合は、何を調べるかということ、結局のところ、そのときに犯行に使った、首を絞めるときに使ったワイシャツとか、だからそこにひょっとしたら手のあかが付いているはずじゃないかと。首を絞めるには力を入れたはずだからと。そういう話なんですね。非常に曖昧な話なんです。

ただ、それでも最初からDNA鑑定をするんだという形で保管をしていたら、ちゃんとした判定ができる可能性はあるわけですよ。ところが、いかんせん43年前ですから、DNA鑑定のDの字もない時代なんですよ。だから、そういうことを全く考えないで保管をしているわけですよ。だから、本当にDNA鑑定をするということが前提であれば、取調べのときに目の前に広げている見せたりとか、そういうことはできないわけですよ。非常に厳密に、後に混入しないようにやらなければいけないわけです。だから、その前提が全然なっていない。だからDNA鑑定も、もともとDNAでやるということできちんとやれば、別にそれはもちろん有効な場合はいくらでもあるんです。

(清原委員)

ありがとうございます。やっぱり1960年代の事件であるということの条件というのをよく認識して、それから学びながら、今おっしゃってくださったように、今後はやはり捜査機関においては、当初からDNA鑑定をきちんと認識した保管をしていただくということが、冤罪を防ぐ1つの重要な要素になり得るということでしょうか。

(井浦弁護士)

それはそうです。

(清原委員)

ありがとうございました。

(片山議長)

ありがとうございました。私、関連で、例えば自治体で似たような問題ありまして、情

報公開請求というのがあるんですけども、これも請求人が名指しで文書の、名指しでやるということになっているんですね。例えば最近の住民監査請求から住民訴訟というのが結構あるんですけども、それをやろうと思ったら、役所が持っている情報をかなり収集しておかないと争えないわけですね。そのときに情報公開請求から始めるんですけども、役所のほうは恣意的にというか、出したいものは出すんですけど、あとは請求されたものだけを渋々出すんですね。だけど関連する資料は出さないわけですね。圧倒的に情報格差があるわけですよ。これをどうするかというのが問題あるんです。

それで、私が鳥取県の知事やっていたときには、情報公開請求というのは、一応特定した文書、情報を指定してもらって、あとこれに関連する資料という、そういう請求もありうべしということでしたんですね。ずいぶん違って来るんですね。今度は挙証責任というんでしょうか、関連する資料を出さなかったほうがギルティになるわけです。そういうふうな仕組みにしたんですけど、これをやるとずいぶん変わってくるんです。ところが一般には名指しされたものだけを出せばいいということなんですね。

ところが、関連する資料を出せば、結論がすぐわかるというのがある。行政側が不利になるというのがわかるのがあるんですよ。ところがそういうのは税金で収集した資料や情報であっても、役所が隠匿する、秘匿するということになると、これは本当に民主主義の国家なのかという気がするんですね。ちょっと似たような事情があるなと思いましたね。税金を使って取調べをして、検察側の論証に不利なものもあるはずなんですけれど、それは取捨選択して有利なものだけ出すというと、本当に国民主権の民主主義の国家のあり方だろうかという気がしますよね。だから、有利なものも不利なものも全部出すということから始めると、冤罪を入口で防ぐ可能性が非常に高くなるという気がしますけどね。

(松永委員)

企業では情報開示にコンプライアンスに、今年からは1億円以上の年収だとそれも開示しなければいけないとか、だんだんそういうふうになっているのに、本家本元のほうは、もう全くガードして出していない。これは今日お話を聞いていて、ちょっと解せないというのを強く感じました。

(吉永委員)

入口の部分で、これがあれば防げたのというのをはっきりしているわけですよ。それに対して、向こうはどういうふうな答弁をしているのかわかりませんが、手の内を見せたくないというような、自分に恣意的に出すためには、自分が全部管理しているのが重要であるという、そういう出せというのと、出さないという間の要求と却下という歴史というのはずっとあるんですか。可視化の必要性は議論されていますが、これだって同時に進行しないと、入口はいつまでも、入口で何かできないような状況になっている。

(江藤副会長)

最初は、先ほど申し上げて、証拠開示はこういう手順でやるようになりましてと。それはごく最近の話でございます。その前はそれすらなかったという時代がずっとあった。た

だ、それじゃあいくら何でもおかしいだろうということで、裁判所は訴訟指揮権というのがあるんですけども、訴訟指揮権の範囲で検察官に出したらどうだということはあったんです。そのレベルの話なんです。だから、今日問題になっている事件でも、証拠開示が制度化される前の事件ですね、ほとんど。だから、入口でこうだったと、結果的にわかったただけの話で、最初はそういうことがあることすら何もわからない。開示を求めることすらものすごく限定された。そういう状況なんです。

(海渡事務総長)

ただ、一言だけ言うと、自由権規約委員会というところから、1998年の段階で日本の刑事訴訟において証拠開示が制度化されていないと。これは公平な裁判を定めている規約14条に反するという勧告が出ています。2008年にももっと厳しい勧告が出ているんですけども、そういう意味ではこの制度の問題点というのは、日弁連も指摘していたし、国際機関からもはっきり指摘されている問題で、ずっと問題になっていたのです。

(吉永委員)

それから12年近く経っていますよね。やっぱりそういうのってみんなが知らないと、なかなか進まないんですよ。こういう要求を出して、こうすればこういうことが防げるかもしれないというようなものが、一般の国民の間に共有されないと、なんかそっこのほうでやっていることは知らないんですよ。

(海渡事務総長)

可視化とともに、証拠開示というのはもっと意識していかないといけないと思います。

(片山議長)

どうもありがとうございました。非常に私も有益なお話を聞かせていただきましてありがとうございました。

弁護士安全確保について

(片山議長)

それでは第2の議題として、弁護士安全確保について検討してまいりたいと思います。まず、藤川弁護士業務妨害対策委員会委員長からご説明をお願いします。

(藤川委員長)

日弁連の弁護士業務妨害対策委員会の委員長を務めさせていただいている藤川です。皆さんご存じのように、6月2日に、横浜弁護士会の前野弁護士が事務所で刺殺されるという、非常に衝撃的で痛ましい事件がありました。最近になって犯人とおぼしき男が逮捕されたということですが、まだどうしてこのようになったかということ、この事件については、よくわかっておりませんので、わが委員会が中心になって、どうしてこういうことが起こったか、あるいは今後対策をどうしたらいいかということは、さらに究明しなければいけないことだと思っています。

私が認識しているところ、業務中に弁護士が殺されるという、こういう事件は坂本弁護

士事件、それから東弁で十数年前に起こった渡辺興安弁護士が事務所で殺害された事件。それから今回の前野弁護士事件。3件目になります。

弁護士が業務中に殺害されたということですがけれども、例えば第一東京弁護士会の岡村弁護士の奥様が自宅で刺殺されたという事件もありました。それから、2年ほど前でしたか、大阪弁護士会で事務員さんが依頼者に殺されたという事件がありました。

したがって、こういう弁護士を中心とした人たちに対する非常に凶悪な事件というのは、時々あること。それから、ここまで殺害という重大な結果、そこまでの結果ではなくても、例えば弁護士に対する暴力行為、あるいは刃物を使った非常に危ない行為というのは、あることなんですね。ですから、弁護士に対する業務妨害の取り組みというのは、非常に今大切な時期になっていると思います。

弁護士や事務員さん、それから家族、こういった人たちの生命、身体を守ると、このこと自体非常に重要なことですがけれども、それとともに忘れてはいけないのは、弁護士がある事件を受任していて、その事件に関して自分の身が危ない、あるいは事務所が狙われているというふうに感じたときに、一歩でも引くと、これは事件を依頼している依頼者の方に対して、非常に法的な意味でもマイナスを生じる。そういうことがあると、業務妨害を行う者の周辺で法律がうまく執行できないという偏頗な状態が生じることになりまして、そういうことがあっては絶対いけないんだというふうに私は思っております、それでこういう委員会があるものと思っております。

それで、日弁連が今年の3月、業務妨害対策マニュアルというものをつくりまして、これは皆様のお手元にある橙色の冊子ですがけれども、これの中にも日弁連の業務妨害対策委員会が検討したいろいろな業務妨害に対するどういう型があり、それから対策はどういうふうにしたらいいかということが書いてあります。

それから、後ろのほう、これでいうと52ページ以降ですかね、日弁連で把握している業務妨害対策事案というものが時系列的に並べてあります。時間がありませんので、これはここで読むことではなくて、また後でお読みいただきたいと思うんですが、こういった業務妨害対策事案を日弁連の業務妨害対策委員会が直接対処して扱うのではなくて、具体的な事件の対処というのは、各単位会の業務妨害対策委員会などが行っております。

じゃあ52ある単位会の中で、そういう業務妨害対策委員会があるのかどうか。そういう点を申し上げますと、28の単位会については、業務妨害対策委員会とか、民事介入暴力対策委員会の中の扱う部門を設けるとかということで、委員会というものがあります。それから、24については、委員会はないものの、いざ、その単位会の会員の方が業務妨害に遭ったという場合には、例えば会長や副会長などが担当するとか、そういう体制ができています。24のうち17はそういった体制ができています。

ただ、残り7つについては、まだそういった委員会もなし、それから何か事件が起こった場合の対応策も、十分には考えられてないという状態になっております。

それで、じゃあ各単位会でどのような業務妨害対策が行われているかということをし

上げたいと思うんですが、私は日弁連の委員の他に東京弁護士会の委員も兼ねております。十数年はこの委員をやっているんですけども、1つの例として東京弁護士会の業務妨害対策委員会が、どのような対策をとっているかというようなことをかいつまんで申し上げたいと思います。

事前に配付された資料の26-2-4、それから一番の最後のページなどをご覧いただきたいんですけども、26-2-4という資料に、東京弁護士会の支援要請をする、業務妨害を受けている弁護士から支援要請がなされた場合のその後の手続などが書いてあります。まず、業務妨害を受けていると思う弁護士が、49ページにあるような支援要請書、こういう1枚程度の簡単なものを弁護士会の窓口に出していただければいいんですけども、これが出されると、すぐに委員会が対応するというようにしています。具体的に言いますと、事務局にこれが出されると、その日のうちに委員長が支援要請を出した方に電話などで、まずは第一報を入れるということにしています。その上で、委員会の委員数名でなる班をつくりまして、これはあらかじめA班、B班、C班という3つの班ができていますけれど、その班にこの事件を振り分けるわけですね。そうすると、数日のうちに支援要請を受けた方から事情を聞いて、一番適切な支援をするということになります。

その日のうちに委員長が連絡を入れると、これは大切なことでして、これが10日だ、1週間だと、こういうふうに遅れると、やっぱりその方はどうしても不安に思うわけですね。不安だからこそ、こういった支援要請をしてきたわけであって、そういうものがあつた以上、間髪入れることなく、まずは弁護士会のほうから委員長が連絡を入れると、こういうことをするよって、その方が非常に落ち着くんですね。

それから、じゃあその後どのような対応をするか。これは48ページの支援活動の例、AからEまで書いてありますが、これはその事案によっていろいろなやり方があります。中には非常に身の危険をわれわれも感じるような危ないような例もありますし、あるいはそうでもないものもあります。今回の前野弁護士みたいに、非常に重大な例もありますけれども、生命、身体にかかわる事例ではなくても、例えば相手方から非常にしつこい電話が何回も何回も事務所にかかってきて、事務所として対応ができないが、どうしたらいいかとか、というような相談とか、あるいはFAXが何百枚も送られてきて、事務所の仕事かそれによって妨げられてしまうんだと。これはわざとそういうことをやるわけですよ。あるいは中には裁判所の前に立って、何々弁護士は悪徳だというプラカードみたいなのを背中につけて裁判所の門の前にいると。ああいうのはどうしたらいいのかとか、こういうような相談もあります。

あるいは少し危ないと思われるのを1つ2つご紹介しますと、最近あつた相談の例の1つですけれども、20年以上前に国選事件を受任しまして、これは控訴審の事件だったんですけども、一審で懲役7年という実刑を受けた人が控訴して、その控訴審を東京弁護士会の会員の方が受けて、控訴を棄却されて、一審と同じ結論になったわけですけれども、それに恨みを思って、20年以上経った今になって突然電話をかけてきたんですね。

この方がどうして身が危ないかというようなことを感じたかということ、この被告人となった人が20年前に行った行為というのは、非常に危険な行為でして、裁判所の職員に対してボーガンという矢がありますよね。これで目を打って重傷を負わせたような殺人未遂事件ですね。そういうことをやってみたり、あるいは公判でも裁判所に非常に逆らってみたり、非常にわがまま放題振る舞うような人間でして。そういった長い間経っても突然気をつけておけよといったような内容の電話が来たりする。これは何か自分が狙われているんだというふうに思ったと。これは当然のことだと思います。こういう事件もあります。

あるいは、これもやっぱり長い時間お付き合いのある例なんですけれども、支援要請をしてきた方が顧問をしている会社の従業員を10年ぐらい前に解雇したところ、その人が恨みに思って、会社であるとか、その弁護士のところへ度々訪ねてきて、ときには事務所で小型のナイフを出したとか、あるいはこの瓶に硝酸が入っているんだといって瓶を見せたとか、そういうようなこともあった。こういう人間がまた事務所を訪れてくるおそれがある、こういうような事例もありました。

ですから、いろいろなケースがあるわけなんですけれども、先ほどの48ページの支援活動の例にありますとおり、相談して、これは大丈夫ですよというような話をすれば、そのとおり終わるケースもありますし、そうでなければ警察に警備をお願いしていただくということで、一緒に警察署を訪れるというようなこともあります。

それから、私を感じるどころ、東京弁護士会、これは全国でもかなりそういったシステムは整っているほうだと私は思っていますけれども、それでも実際のところは1か月に1件ぐらいの支援要請の申立しかないんですね。おそらくは、その暗数というのがすごくたくさんあると思うんです。そういうふうに私ばかりでなくて、他の人もそういうふうに思っているんですけれども、なぜたくさんある中であまり弁護士会の業務妨害対策委員会に支援要請をしないのか。

そういうことを考えますと、やはり普段は原告、被告というような形で対決するようなこともする仕事の間柄なわけですね。そういう中で、業務妨害に遭っているとはいえ、同じ弁護士に頼るといのがやはりためらいがあるというのではないかというふうに思いますし、ましてや業務妨害を受けるということについて、何らかその弁護士にも何か足りない点とかミスとか、こういうものがあつた場合には、それをやはり同じ弁護士に言うのはなおさらためられると、おそらくこういうことがあるのではないかと思うんですが、やはり支援要請をされる割合というのは、おそらく少ないと思うんですね。

東京弁護士会の委員会としても、例えばポスターをつくるとか、それを会館に掲示していますが、それからお配りした資料の例えば21ページ以降に記事がありますけれど、これは1か月に1回、こういったLiBRAという東京弁護士会の会員向けの広報誌がありまして、それに2か月に一遍、業務妨害対策委員会が必要な記事を掲載しているんですね。それから、時々全会員向けに講演会を開いたりとか、シンポジウムを開いたりとか、そういった広報活動をやっております。ただ、委員会の存在自体がそれでもまだ浸透しきれていない

ということで、仮に知っておられても、委員会に相談するには一つ壁があるということなんでしょうか。まだまだ十分には利用されていないというふうに思っております。

それから、単位会の1つである東弁として、その他どうしているかという、やはりある一定の事件は弁護士だけでは対処することはできませんで、警察の警備もお願いしなければいけません。したがって、東京には3つの弁護士会がありますけれども、3つの東京三弁護士会が、警視庁と定期的にこういう問題について協議をする場合を設けています。

それからもう1つ、人格障害、今ではパーソナリティ障害という言葉を使いますが、そういうような人が業務妨害を起こすことが多いのではないかとこのように思っておりまして、東京弁護士会含め日弁連でも、あるいは横浜や第一東京弁護士会でも、パーソナリティ障害者が依頼者、あるいは相手方であるという場合にどう対処したらいいのか、こういうテーマで研修を重ねています。

一応私のご説明は以上でおしまいにしたいと思います。

(片山議長)

ありがとうございました。それでは、この件についてご意見、ご質問ございましたら。

(長見委員)

前野さんは、ここに支援要請はあったんでしょうか。

(藤川委員長)

横浜弁護士会にはなかったようですね。

(豊副議長)

私が所属している朝日新聞なんですが、1987年の5月3日に、阪神支局にある男が押し入って、先輩が散弾銃で殺されるという事件がありました。以来ずっと5月3日は言論の表現の自由を守る日だということで、市民集会をずっと今も現地でやっています。この弁護士の業務妨害という、弁護士会の業務の中の話のような印象を受けるんですけども、会長の声明にもありますように、弁護士の仕事は、基本的人権を守って社会正義を実現するという役割を担っています。それに対するまさに攻撃だと思っただけですね。本来救うべき人が弁護士さんのところに来て、それを受任するのをためらったりとか、そういう萎縮効果が仮に生まれるとすると、それは民主主義に対するテロ行為ではないかなというふうには思います。

この運動を進められていく上で、市民社会の中で弁護士業務の妨害というのは一体どういう意味を持っているのか、私たち市民の問題でもあるんだよというようなメッセージを一緒に出していただきたい。市民社会と一緒にシンポジウムをやったり、この問題を考えるような、そういう環境をつくっていただけるといいのかなと思いました。業務妨害というと、業務の話のようですけど、民主主義のテロなんだと。もちろん個別にはいろんなケースがあるんだと思っただけですけども、基本的にはそういう性質を持っているんだというようなことがメッセージが出ればいいのかという、そんな印象を持ちました。

(松永委員)

その前野弁護士から上がっていなかったというのを聞きして、前からいろいろあった、あったというか、感じるどころが多分あったと思うんですが、同じ弁護士だからかえって言いづらいということがあるとしたら、第三者とか、外部とか、そういうことも考えていく必要があると思います。

(藤川委員長)

そういうようなことを私も考えてはいるんです。考えているというのは、同じ弁護士に相談しにくいんだろうなというふうには思っているんですが、それでもやっぱり味方というか、力になるのも一番弁護士がなれると思ひまして、というのは、今おっしゃいましたけれども、業務妨害によって弁護士の本来やらなければいけない仕事がやれない状態になる。例えば、卑近な例でいうと、家賃を払わない人がいましてね。契約の解除をして、強制執行をして明け渡しをしてもらわなければいけない。だけど、その明け渡しをしようとするとなると、入居している人が頑強に抵抗して、弁護士に対しても嫌がらせをする。こういうことはあることなんですね。そういった場合にじゃあわれわれの委員会はこういうことをするかというと、例えば連名で一緒に受任をして、一緒に内容証明で解除の文書を出したり、あるいは一緒に法廷に出かけていくとか、一緒に法廷で証人尋問するとか、そういうふうにして、支援要請の方も含めながら一緒に進めていくと。それで結論はそういう業務妨害をする人に対するものでも、あるいはそうじゃないものについても、同じような結論にしていくと。それができるのはやはりわれわれ弁護士だと思うんですね。ですから、障害は越えなければいけませんけれども、やはりそれを何とか乗り越えるような努力はしまして、われわれが弁護士がまずは支援をすると、こういう形は推し進めていきたいと思っています。

(中川委員)

私も会社におりますときに、いろんな攻撃を受けまして、多様なんです。株ゴロさんをはじめとして右翼とか、それからエセ同和とか、暴力団とか、様々なんです。ただ、基本的に違うなと思いますのは、会社に攻撃をかけてくる人の目的はお金なんですよ、主として。ですから、暴力・威力にはっきりつながるケースというのはあまりないんです。だけど、この弁護士さんの場合は、ほとんどが恨みみたいなものなんじゃないかと思うんですね。だから、金銭で解決するということは非常に難しい。恨みそのものを退かさないと、解決できないという、非常にこれは難しい問題だと思うんですね。

なおかつ、この問題は、私もその担当だったわけですから、いろんなことをしたんですが、結局のところは自己防衛しかないんですよ。他人様の力を借りるということは、ある程度はできるんです。例えば警察の警備をお願いするということもやりましたし、やってくれます。やってくれますが、24時間張り付くということではできませんよね。だから、適宜パトロールをするぐらいの感じで終わりなんですね。そうすると、あと何ができるかということになりますと、例えば社長の家に火炎瓶を投げられると、実際投げられたわけ

ですけれども、そういうものを防衛するというのは、自分でやるしかありません。自分でやるといえるのは、例えば警備会社を雇って 24 時間門の前に立ってもらおうと。これしかないんですよ。組織的にある程度できるものはいいんですけれども、弁護士さんの場合は全くの個人が多いですから、これ非常に難しい問題だと思います。

ですから、委員会で支援されるというのは、それは大いにやらなければいけないことだと思いますが、最も厳しい状況になった場合に、委員会は無力だと思うんですよ。だから結局最終的に対象になっている弁護士さんがどこまで自分を防衛するかという、もっと突き詰めた議論が必要だと思います。

だから例えば本当に危ないなと感じたときは、事務所にいないようにするとか、自宅も奥さんをちょっと避難させるとか、それぐらい考えないと、この問題は解決しないし、本当にご本人の安心にはつながりませんね。だから、業務を続けながらやるという難しさがありますから、そうだとすると、例えば事務所を一時的にどっか別のところにするということについて支援をするとか、そういうふうに本当にぎりぎりのところまで考えておく必要があるんじゃないかなと。こういう人たちは理屈ではだめなんです。理屈をいくら振り回しても、全然ききませんから。結局は力対力の問題になってくるということをやっぴりキープマインドしておく必要があると思うんですよ。そのためにどういう方法があるかという、そこまで突き詰めておく必要があると私は思います。

(清原委員)

もう時間が過ぎていきますので、1点だけ。平成 19 年の 4 月に、自治体の統一選挙のときに当時の長崎市長さんが殺害されました。私たち市長は、いろいろな事情であれ、その長崎市長さんの死を重く受け止めて、それぞれが緊張した日々の中にいるということで連帯し、共感して支え合っているという部分もあります。知事さんも同じ部分があると思います。

私は、今中川委員がおっしゃったような大変個別具体のケースにおいては、かなり深いきめ細かい対応が必要だと思いますが、でも私は弁護士会として連帯して委員会で、やはり 1 人で抱え込むのではなくて、やはりそこは支え合うということを明確に示した日弁連としてのアピールをされるということは、私は大変重要だというふうに思います。

私なども、やはり職員を守らなければいけません。行政に対する暴力も日常茶飯ではありませんが、あります。このようなとき、私は訴訟になったとしても、市長が受けて立つし、必要であれば私が訴訟を起こすとして、私は職員を守る姿勢を明確にして暴力に屈しないように研修もしながら、具体的な施設の整備などもしています。ですから、ぜひ今回のこの悲惨な事例を踏まえて、弁護士会がより一層存在感をもって、今、皆さんがおっしゃった民主主義、あるいは司法に対する犯罪なのだということを明確に訴えていくということが重要ではないかと思います。公共団体で仕事をしております私としても、これは共に、民主主義のために、公務と公共性のある弁護士会の皆様の活動を共感しながら支援したいと感じました。以上です。すみません、時間がすぎて。

(片山議長)

どうもありがとうございました。実はこのテーマは、私があえてお願いをして取り上げていただいたんですけれども、私の原体験もありまして、といたしますのは、今市長さんも言われましたけれども、私が鳥取県で知事やっていたときに、福祉の職員が鉈で後頭部を打たれて、命は助かったんですけれども、そんな事件があったんです。それは一生懸命やる職員で、その犯人のことを親身になって面倒みてあげていたんですけれども、ちょっと精神に異常があったりして、逆恨みされたようなことだったんです。それで、本当に気の毒だったんですね。

そんなこともあって、実はさっきの情報公開なんですけれども、情報公開の範囲を決めるときに、担当者とか若い職員の名前を出すのをやめようと。ターゲットにされますから。そういうようなことを検討したんです。これは警察官もそうなんですけれども、若い職員で家族がいて、小さい子どもがいたりすると、やっぱりそんなことも気になりますから、情報公開をするときに基本的には全面公開なんですけれども、担当者の氏名が出る範囲というのをちょっと制限しようという検討をしていました。そのときに鳥取県の弁護士会の方が、それは気持ちわかるけれど、私たちは看板掲げてやっているんですよ。法的トラブルに看板掲げて向かっているんですという話を聞きまして、それはそうですねって、あなた方大丈夫なんですかと尋ねたら、いやあ、わかりませんねといわれるんです。そんな関心を持って弁護士事務所を訪れてみると、これはほとんど丸裸に丸腰に近い。田舎の事務所ですから、弁護士が1人とせいぜい事務員が1人か2人のところですから、本当に何かあってもどうしようもないんですね。

そんなことが実は問題意識にあって、いつかこれはだんだん社会が険しくなったら、弁護士さんが法的トラブルの一環で思わぬアクシデントに見舞われることあるんじゃないかなと実は懸念していましたら、前野さんの事件があって、やっぱりこんなことがあるのかなと思った。ちょっと注意喚起の意味もあってお願いしたんですけれども、さっき皆さんもおっしゃったように、個人としての業務妨害に対処するという自己防衛の問題と、それから民主主義を支えるインフラに対する妨害という面も両方あると思うんですね。そういう面で言うと弁護士だけでなく、裁判官だとか検事も同じようなりスクにさらされていると思うんですね。

私はそれを鳥取にいたときも思いまして、裁判官の宿舎なんてどうなっているんだろうかといったら、ほとんど無防備なんですね。誰でも入れるんです、アパートの形式のところ。注意したこともあるんです。本当に大丈夫ですか、事件を抱えているときに、と言ったこともあるんですけれどもね。ですから、民主主義とか人権とかそれを守るインフラとしての法曹、ここがやはり暴力とかテロによって歪められるということがあってはいけませんから、弁護士さんの問題だけでなく、裁判官とか検事の問題も含めて問題意識を持っていただければいいと思いますし、われわれ社会もそういう問題意識を持たなければいけないと思うんです。いろいろ周到にされておりますので、今日の議論も参考にしてい

ただいでさらに安全に努めていただければと思います。ありがとうございました。

その他

(片山議長)

それでは時間も経過しましたので、次回の日程ですけれども、第 27 回の市民会議の日程について、先ほど少しご相談を申し上げたんですけれど、9月 27 日が現段階で一番多くの方が参加可能ということでございますので、この日に行いたいと思います。時間は 15 時半から 17 時半ということで開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

会長さんもかわられたので懇親会ということで、また別途事務局のほうからご相談があると思います。日程調整があると思いますので、よろしくご協力お願いします。

6 . 閉会

(片山議長)

それでは、これで本日予定しておりました審議を終わりたいと思います。ありがとうございました。(了)